

児童虐待は社会全体で解決すべき問題です。
11月は児童虐待防止推進月間です。

問い合わせ 子ども課子育て支援係(東原庁舎内) ☎77257

ためらわず 知らせてつなぐ 命の輪



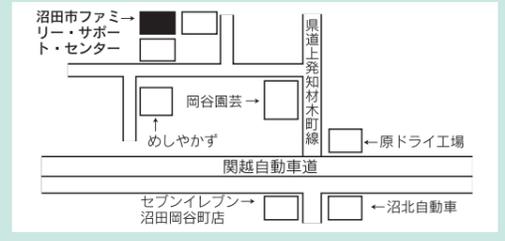
虐待を受けたと思われる子どもがいたら。ご自身が出産や子育てに悩んだら。ご相談ください。児童相談所全国共通ダイヤル ☎0570-064-000 ※連絡は匿名で行うことも可能です。連絡者や連絡内容に関する秘密は守られます

沼田市ファミリー・サポート・センターが移転しました

新住所 岡谷町1077-2(NPO法人尾瀬なでしこの会事務所2階)
電話 ☎2447

※ファミリー・サポート・センターは、「子育ての援助を必要とする人」と「子育ての援助ができる人」とを結び付け、地域で支え合う会員制の育児支援ネットワークです

問い合わせ 沼田市ファミリー・サポート・センターセンター、または子ども課子育て支援係(東原庁舎内) ☎内線77257へ



受章おめでとうございます

高齢者叙勲

瑞宝双光章



宮野入 政雄さん
東倉内町 元大蔵事務官

昭和19年に沼田税務署に入署。館林分室で大蔵事務官を務め、昭和59年に退職されるまでの40年間、税務行政に尽力。現在も税理士として活躍されています。「昭和20年の兵役による休職や21回に渡る転勤も経験し、苦労も多かったが親切な人との出会いや喜びも多くありました。各地で出会った皆さんと、支えてくれた妻や子どもたちに感謝しています」

環境審議会の委員を募集しています

問い合わせ 環境課環境係(東原庁舎内) ☎内線77374

市では、環境政策に市民の意見を直接反映させるため、環境審議会の委員を公募します。環境審議会は、良好で快適な環境の保全や環境基本計画の進捗状況などを調査・審議するための機関です。学識経験者や各種団体の代表者などから選出された10人の委員で構成され、年2回程度会議を開催します。

応募資格 20歳以上の市民(4月1日現在)

募集人数 2人

任期 11月20日(木)から2年間

応募方法 所定の応募用紙に必要事項を記入し持参、または郵送(11月14日必着)してください

※提出書類は返還しません

応募先 〒378-0053 沼田市東原新町1801-40 沼田市役所東原庁舎環境課環境係宛て

委員の選任 募集人数を上回った場合は、審査などにより選考し本人宛てに結果を通知します

※提出書類に虚偽の記載があったときは、就任後でも委嘱を取り消す場合があります

特別障害者手当 重度の障害の状態にあるため、日常生活に常時特別の介護を必要とする20歳以上の人に支給されます

特別児童福祉手当 障害児福祉手当 在宅で日常生活に常時介護を必要とする20歳未満の人に支給されます

特別児童扶養手当 0円、障害児福祉手当が月額1万4140円。2月、5月、8月、11月に前月分までの手当が本人の銀行口座に振り込まれます

支給の制限 本人、または扶養義務者の所得が一定額を超える場合には、手当の支給が停止されます

請求手続き 認定請求書に、所定の診断書と関係書類(いずれも子ども課窓口)に設置)を添えて提出してください

支給額と支払い 支給額は特別障害者手当が月額2万600

特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当のお知らせ

特別児童福祉手当 0円、障害児福祉手当が月額1万4140円。2月、5月、8月、11月に前月分までの手当が本人の銀行口座に振り込まれます

支給の制限 本人、または扶養義務者の所得が一定額を超える場合には、手当の支給が停止されます

請求手続き 認定請求書に、所定の診断書と関係書類(いずれも子ども課窓口)に設置)を添えて提出してください

支給額と支払い 支給額は障害者の程度が1級の人には月額4万9900円、2級の人には月額3万3230円。4月、8月、11月の年3回、4カ月分の手当が振り込まれます

支給の制限 受給資格者の所得が一定額を超える場合には、手当の支給が停止されます

問い合わせ 子ども課子育て支援係(東原庁舎内) ☎内線77257へ

特別児童扶養手当 0円、障害児福祉手当が月額1万4140円。2月、5月、8月、11月に前月分までの手当が本人の銀行口座に振り込まれます

支給の制限 本人、または扶養義務者の所得が一定額を超える場合には、手当の支給が停止されます

請求手続き 認定請求書に、所定の診断書と関係書類(いずれも子ども課窓口)に設置)を添えて提出してください

支給額と支払い 支給額は特別障害者手当が月額2万600

問い合わせ 子ども課子育て支援係(東原庁舎内) ☎内線77257へ



豊かな環境を守るため あなたの意見を



※提出書類に虚偽の記載があったときは、就任後でも委嘱を取り消す場合があります

人権擁護委員、公平委員、教育委員長、教育委員について

人権擁護委員が委嘱されました
人権擁護委員は法務大臣から委嘱を受け、人権啓発活動や人権問題について相談に応じるなど、人権に関するさまざまな活動に取り組んでいます。委員の任期は3年間で、現在、本市では11人が委嘱を受け活動しています。このうち、井上英子さん(利根町追貝)が、10月1日付で委嘱を受け、再任されました。
問い合わせ 生活課生活係(東原庁舎内) ☎内線77351へ

公平委員に萩原和男さんを選任
公平委員の定数は法律で3人と定められており、識見を有する人から選出され、議会の同意を得て選任されています。このうち、萩原和男さん(白沢町生枝)が、10月1日付で選任されました。
教育委員長に堀口秀樹さん
10月1日に開かれた教育委員会で、新教育委員長に堀口秀樹さん(井土上町)が選ばれました。
教育委員に保坂充勇さん
教育委員会は5人の委員で構成されています。このうち、保坂充勇さん(高橋場町)が議会の同意を得て、10月1日付で新教育委員に任命されました。



萩原和男さん



保坂充勇さん